

雨の日でも遊べる穴場スポット

屋内ゲートボール場「すぱーく仁多」



場所は「多根自然博物館」すぐそば！

住所 奥出雲町佐白329-5
 電話 54-0003 (多根自然博物館)
 開館時間 8:00 ~ 22:00
 休館日 12月28日 ~ 1月3日



Google Maps

本来は「ゲートボール場」としての施設。ゲートボール場2面(テニスコート1面分)の広さがあるので、野球やサッカーの練習としても利用可能ですが...

実は、「雨でも安全に遊べる施設」です。暖房・給湯室・トイレ・有線電話があるクラブハウスも利用できます。ポールを利用の際には「窓ガラス」には注意してくださいね！(遊び道具はご持参ください)



そっか、ここで遊んでから博物館ってのもいいかも...

でも、 利用方法はどうすればいいの？

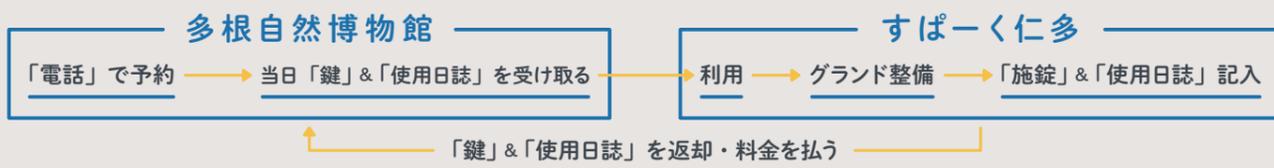
多根自然博物館
 ☎ 54-0003
 8:00 ~ 21:00 / 年中OK

予約先は奥出雲多根自然博物館(当日~翌月までの予約可能)

利用料

- 施設利用料：400円/回(税込)
- 照明利用料：250円/1時間(税込)
- 暖房利用料：400円/1時間(税込) ※クラブハウスのみ

※照明利用の際は、「専用コイン」を利用時に渡します



注意事項

- 施設内の車の乗り入れは禁止です。※駐車場は「佐白ふれあいセンター」となります。
- 施設内は飲食禁止です(クラブハウスや施設外は可能)。
- 自動販売機はクラブハウス外に1台あります。
- ゴミ箱はありませんので、全て各自で持ち帰ってください。
- 施設を使用後はグラウンド整備を行ってください。
- 暖房設備はクラブハウスのみです。
- 冬季は除雪は行います。

こそだつ Kosodat's

おくいずもの子育て情報

Vol.6
 2019.10月発行

無償化。
 って何が？

「幼児教育・保育の無償化」について

3歳～5歳児クラスはこうなる!

今話題の「幼児教育・保育の無償化」について知っていますか? 奥出雲町はどうなるの?

国の制度では・・・

- 対象者は? 3歳児～5歳児クラスの全ての子ども
- いつから実施? 令和元年10月1日からスタート
- 内容は? 利用料が無償化 ^{Q*1} ※主食費などはこれまでどおり保護者負担

2019年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されました!

この制度は、幼稚園や保育園の3歳～5歳児クラス全ての子どもたちの利用料が無料となる制度です(0歳から2歳児クラスは住民税非課税世帯が対象)。ただし、年収360万以上の世帯は「副食費」が保護者負担となるため、「ファッ! 全てのお金が無料になるわけではないっ!」とニュースなどで話題になっていますよね。。。 ^{Q*2}

* 注意ポイント *

これまで、3歳児から5歳児の保育料に含まれていた「副食費」が保育料から分かれ、保護者負担になりました。*0歳児から2歳児については、これまでどおり保育料に含まれています。

しかし!

奥出雲町では独自施策により幼稚園の副食費(保護者負担分)を全額補助します! **0**円!!
ということで、利用料は **0**円!!

※奥出雲町に住民票のある子どもが町内の保育所を利用する場合に限る

奥出雲町の「保育料軽減事業」について

0歳～2歳児クラスはこうなる!

奥出雲町独自の保育料軽減政策で!

例えば、標準的な子育て世帯をモデルとして比較すると・・・

父:正社員(36歳)・母:契約社員(34歳)・長男(5歳)・長女(2歳)
世帯年収500万円(世帯の町民税所得割額120,000円)の場合

^{Q*3} 保育料が?

- 中学生以下で第2子 半額
- 同時入所の場合の第2子 1/4
- 中学生以下で第3子以上 無料

奥出雲町の保育料基準は.....
「国の基準よりも安い!」

	奥出雲町	国の基準	県内A市
5歳児	保育料 0円	保育料 0円	保育料 0円
	副食費 0円	副食費 4,500円	副食費 4,500円相当
2歳児	7,000円	22,250円	14,500円
月額	7,000円	26,750円	19,000円相当
年額	84,000円	321,000円	228,000円相当

※2019年10月1日時点

ああ今さら聞けない「幼児教育・保育の無償化」

Q&A

Q.手続きは必要?

A.手続きは必要ありません!

^{*1} Q.「主食費」ってなに?

A.給食の「ごはん」や「パン」にかかる費用です!

^{*2} Q.「副食費」ってなに?

A.給食の「おかず」や「おやつ」にかかる費用です!

Q.0円になってサービスが変わるの?

A.変わりません!

Q.全国的に3～5歳が0円?

A.全国的に10月から「幼児教育・保育の無償化」がスタートします!幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳～5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になります!

^{*3} Q.「保育料」って?

A.「幼稚園利用料」=保育料です!

Q.2歳までの子どもは、今までどおり保育料は同じ?

A.今までどおりの保育料です!

Q.「保育料」ってどうやって決まるの?

A.保護者の住民税額、利用時間(標準時間・短時間)、お子さんの年齢などに応じて奥出雲町が定めた額になります!

Q.保育料軽減事業の「中学生以下で第○子…」

という説明の意味がわかりません。

A.図解参照:図1

図1

学齢	第1子	第2子	第3子	第4子
高校以上	第1子			
中学1～3年	第1子…1			
小学1～6年	第2子…2	第2子…1		
幼稚園 (0～2歳児の場合)	第3子…3 無料	第3子…2 半額		
	第4子…4 無料	第4子…3 無料		

Q.3歳になったら、すぐに対象?

A.3歳になった翌年度からが対象です!

Q.税金負担額が上がる?

A.変わりません!

Q.無償化は幼稚園だけ?

A.全国的に「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」、「認可外保育施設」などを利用する3歳～5歳児クラスの子どもが対象になります! ※奥出雲町は、幼稚園(保育所)のみですので全施設が無償化の対象です!